

# 平成29年度 創業セミナー 第2弾 世田谷で事業を始めよう!

今までの経験を活かして、  
自分のビジネスモデルを形にしたい！  
まだ、その一步を踏み出せずにいるあなたへ  
踏み出せない理由はなんですか？

創業に向けて必要なことを学びましょう

先着  
30名

全6回  
コース

募集期間

平成29年8月1日(火)～  
平成29年9月1日(金)

対象者 新たに創業を予定している方

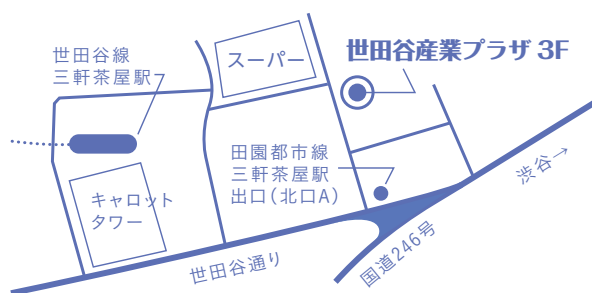
受講料 10,000円

開催場所 世田谷産業プラザ 3階会議室

(世田谷区太子堂2-16-7)

世田谷線三軒茶屋駅…徒歩2分

田園都市線三軒茶屋駅 北口A出口…徒歩2分



## 講座内容 開催時間/各回 18:30～20:30 開場 18:00

第1回

9/8 金 **ビジネスモデルを考える**  
講師：山口 亨氏

第2回

9/15 金 **市場調査と売上予測**  
講師：山口 亨氏

第3回

9/22 金 **先輩起業家の経験談を聴く**  
講師：山口 亨氏

第4回

9/29 金 **繁盛ネットショップに学ぶ  
マーケティング**  
講師：山口 亨氏

第5回

10/6 金 **会計・税務の基本を  
身に付ける**  
講師：藤田 智代氏

第6回

10/13 金 **事業計画のまとめ**  
講師：山口 亨氏

講師

お申し込み・お問い合わせ



中小企業診断士  
山口 亨氏



税理士  
藤田 智代氏

公益財団法人 世田谷区産業振興公社 経営支援係

電話 03-3411-6608 FAX 03-3412-2340

平日 9:00～17:30

主催

(公財)世田谷区産業振興公社 / 東京商工会議所 世田谷支部

特定創業支援事業

## 講座詳細

- 第1回 9/8(金)** 事業計画書の作成に向けて、まずはビジネスモデル(儲ける仕組み)について学ぶ
- 第2回 9/15(金)** 事業計画書の作成に向けて、市場調査の具体的な方法と、売上予測の仮説検証の考え方を学ぶ
- 第3回 9/22(金)** 先輩起業家の経験談から、経営者としての心構えと人の採用に対する考え方等を学ぶ
- 第4回 9/29(金)** 成功しているネットショップを題材に、認知から成約に至るまでの成功要因を学ぶ
- 第5回 10/6(金)** 事業開始前の手続き、会計、税務についての基本を学ぶ
- 第6回 10/13(金)** 事業計画書のまとめとグループ討議、チラシ等による販売促進の具体策を考える

## 講師紹介

### 山口 亨 氏

中小企業診断士

システム開発会社でネットワーク管理者、プログラマ、SEと技術現場を経験し、ワーキングホリデーで渡豪、帰国後は外資系企業でITマネージャとして日本法人のIT化全般をマネジメント。2009年4月に独立し、中小企業診断士として、日々中小企業の経営改善現場で活躍。得意のIT化支援のコンサルティングのほか、創業支援ではクライアントの潜在ニーズを引出し、「想い」を事業計画書という形にすることを得意とする。

### 藤田 智代 氏

税理士

大阪市立大学経済学部卒業。後、日本ネスレ株式会社にて営業に従事。単なるワンストップではない総合的な中小企業向けコンサル業務を行うため、NFコンサルティング株式会社を設立し、様々な専門家を有機的に組織して、すべての相談ごとに対応できる体制を作る。税務支援、会計支援はもちろん、融資獲得支援を得意とし、H28年は年間合計4億円の顧問向け融資を獲得している。経済産業省経営革新等認定支援機関。

## 参加申込書 記入欄 (ご記入後FAXしてください)

ふりがな 氏 名		創 業 期 予 定 時 期	平成	年	月
考えている 業 種					
住 所	〒				
電 話	(自宅)	(携帯)			

# FAX送信先 03-3412-2340

お申し込み・お問い合わせ

公益財団法人 世田谷区産業振興公社 経営支援係  
世田谷区太子堂2-16-7

電話 03-3411-6608 FAX 03-3412-2340  
平日 9:00~17:30

<http://www.setagaya-icl.or.jp/>

個人情報を含む情報は厳格に管理し、本セミナーに関するご連絡のため主催者が使用します。また、特定創業支援事業(※)の一環としてのアンケートで使用させていただく場合がございます。ご了承ください。

本セミナーは、世田谷区内で創業をお考えの方に、創業に必要な「経営」、「財務」、「人材育成」、「販路開拓」の4つの要素に加えて、先輩起業家の話などを通じて創業の心構え等の知識を習得していただける特定創業支援事業(※)です。

(※)特定創業支援事業

世田谷区では、産業競争力強化法に基づき「創業支援事業計画」を策定し、平成28年1月に国の認定を受けました。

特定創業支援事業とは、創業支援事業計画における事業のうち、経営・財務・人材育成・販路開拓の4項目に関する知識が身につく継続的な(原則4回以上・1か月以上)支援をいいます。

当該事業を受け一定の要件を満たした方は、①法人設立時の登録免許税軽減、②無担保・保証人なしの創業関連保証拡充、③創業関連保証の特例等の優遇措置を受けることができます。